

平成30年 第3回豊見城市議会定例会議案等一覧

No.	議案 No.	案 件 等	内 容
1, 議案		計: 14件	
1	議案第 43 号	平成30年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61,983千円を減額し、予算総額を25,884,714千円とするともに、債務負担行為及び地方債の補正を行う提案となっています。
2	議案第 44 号	平成30年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,469千円を減額し、予算総額を7,512,303千円とする提案となっています。
3	議案第 45 号	平成30年度豊見城市水道事業会計補正予算(第1号)	収益的支出の予定額に11,099千円を追加し、1,502,504千円とする補正を行う提案となっています。
4	議案第 46 号	証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。
5	議案第 47 号	常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例及び豊見城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	月途中の就任又は離職の際における給料又は報酬の具体的な支給方法及び在職期間に応じた期末手当の計算方法を規定する改正を行うものです。
6	議案第 48 号	豊見城市役所の位置を変更する条例の制定について	豊見城市新庁舎建設事業の執行に伴い、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、豊見城市役所の位置を変更する条例を制定するものです。
7	議案第 49 号	豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。
8	議案第 50 号	豊見城市県道豊見城糸満線沿線地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	県道豊見城糸満線沿線地区地区計画の決定に伴い、県道豊見城糸満線沿線地区地区計画区域内における建築物の制限等について条例を制定するものです。
9	議案第 51 号	豊見城市新庁舎備品購入業務(その1)契約について	豊見城市新庁舎備品購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。
10	議案第 52 号	豊見城市新庁舎備品購入業務(その2)契約について	
11	議案第 53 号	豊見城市新庁舎備品購入業務(その3)契約について	
12	議案第 54 号	あらたに生じた土地の確認について	国場川水系鏡波川の改修事業により、廃川敷地等が生じたことに伴い、本市区域内にあらたに土地が生じたので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。
13	議案第 55 号	字の区域の変更について	国場川水系鏡波川の改修事業により、廃川敷地等が生じたことに伴い、本市区域内にあらたに土地が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域を編入する必要があるため、議会の議決を求めるものです。
14	議案第 56 号	平成29年度豊見城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により、決算に伴う利益及び資本剰余金の処分を提案し、併せて、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すための提案です。

平成30年 第3回豊見城市議会定例会議案等一覧

No.	議案 No.	案 件 等	内 容
2, 諮問		計: 1件	
1	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	人権擁護委員法第6条の規定により、議会の意見を求め、法務大臣に推薦する必要があることから、議会の意見を求めるものです
3, 報告		計: 4件	
1	報告第 17 号	専決処分の報告について (事故に対する損害賠償額の決定及び和解について)	事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。
2	報告第 18 号	専決処分の報告について (事故に対する損害賠償額の決定及び和解について)	事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。
3	報告第 19 号	専決処分の報告について (部活動練習中の事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について)	部活動練習中の事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。
4	報告第 20 号	平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該公社の昨年度の事業及び決算について議会に報告するものです。